

五監公告第7号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成30年3月19日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

高齢福祉課

3. 監査の期間

平成29年9月29日～平成29年10月26日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
<p>① 介護保険住宅改修に係る給付費の支給において、その改修する住宅の所有者の承諾書が必須であるが、その添付がない事例が見受けられた。また、受領委任払では、住宅改修業者から提出される完了報告書及びその添付書類において、工事の着工や完了の日付が工事写真の日付と異なっていたり、請求書の日付が領収書の日付より後になっている等、整合性が取れていない事例が散見された。</p> <p>書類受付時に内容を精査され、誤りがあれば業者を指導する等、適切な対応と事務処理に努められたい。</p>	<p>申請書類等の相談及び受付時において、内容を精査し、不備等がないか再確認を行うよう周知しました。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
<p>② 老人福祉センター無料利用券の発行について、申請に対する受付日や交付決定の処理の遅延が散見された。申請者の不利益にならないよう迅速な事務処理に努め、適正な管理に努められたい。</p>	<p>五泉市ひとり暮らし高齢者老人福祉センター無料利用券交付事業実施要綱に基づいて、迅速な事務処理を行うよう確認しました。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めてまいります。</p>